

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は顧客・株主・職員・協力会社をはじめ、全ての人々との信頼関係を大切に、「良き企業市民」として、社会の発展に貢献するとともに、公正、透明、自由な競争を基本に開かれた企業活動を実践し、コンプライアンスの徹底のための施策を通じて、企業価値の向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しています。

【原則1 - 2 . 株主総会における権利行使】

(補充原則1 - 2 - 4)

当社は機関投資家、海外投資家を含め株主が議決権を行使しやすい環境提供が必要であると認識しております。

現時点では海外投資家の株式保有率が相対的に低いことから、議決権の電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳については行っておりませんが、今後必要に応じ検討いたします。なお海外投資家に会社概況を理解していただくため英文のANNUAL REPORTを当社ホームページに開示しております。

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社は、良好な取引関係の維持・連携強化を図るうえにおいて、当社の企業価値の向上を実現する観点から、必要と判断する企業の株式を保有することがあります。

こうした株式の保有については、取締役会で個別銘柄ごとに保有目的、取引状況、配当等を総合的に検証し、保有または売却の要否を判断しております。

保有株式に係る議決権の行使については、当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を棄損させる可能性がないかということ個別に精査したうえで、議案への賛否を適切に行使用いたします。

【原則4 - 11 . 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、経営企画、管理、営業、技術本部と首都圏事業の分野に精通した業務執行経験者および、財務・行政分野に精通した学識経験者、企業法務に精通した弁護士、財務・会計・税務に関する専門的知見を有している税理士、環境・サステナビリティの専門家である企業経営者の社外取締役で構成されております。また監査等委員会は、常勤監査等委員1名と企業法務に精通した弁護士、財務・会計・税務に関する専門的知見を有している税理士および環境・サステナビリティの専門家である企業経営者の社外監査等委員3名で構成されております。

当社はジェンダーや国際性、職歴、年齢の別なく、取締役として適任と判断した人物を候補者としてご提案することとしておりますが、今後も経営に一層の多様な価値観を反映させるように努めてまいります。

なお、取締役会終了後定期的意見交換会を実施することにより取締役会の実効性や機能向上に努めております。

また、当社は、取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、全ての取締役を対象に、取締役会の構成、役割と責務、運営等に関し、アンケートを実施しております。2020年度の結果としては、概ね実効性が確保されているとの評価に至りました。

今後もアンケート結果を踏まえ、取締役会の実効性向上に努めてまいります。

(補充原則4 - 11 - 1)

当社では、取締役の選任に当たっては、人望、品格に優れ、高い倫理観をもち、業務遂行上健康で、経営に関し客観的判断能力を有し、先見性、洞察力に優れ、出身の各分野において幅広い知見と豊富な経験を有していることを選任方針としております。

なお当社は、取締役候補者を審議し、取締役会に答申する指名・報酬委員会を設置しております。

今後、株主総会資料において取締役の選任議案とともにスキルマトリックスの開示を検討しており、中長期的な経営の方向性や事業戦略に必要なスキルを取締役会全体として確保すべく、取締役候補者の審議を行い、取締役会の実効性や機能向上に努めてまいります。

【原則5 - 2 . 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、中期経営計画を3年ごとに公表しており、その策定に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、正のエクイティスプレッドを創出すべく、資本コストを上回る株主資本利益率(ROE)を最も重要な経営指標の一つと捉えて目標設定し、中期経営計画の公表に当たっては、それら経営指標を実現するための収益計画や資本政策の基本的な方針を示し、事業収益力の源泉である完成工事総利益目標やそれを成し遂げるための事業セグメント情報、資本政策等、その実現のための具体的な施策をわかりやすい言葉・論理で説明しております。

また、経営資源の配分については、資本コストを的確に把握した上で、事業ポートフォリオの見直しや設備投資、研究開発投資、人材開発投資、M&Aを含めた具体的な実効策について検討を進めていきます。

(補充原則5 - 2 - 1)

当社は、「SNK Vision 2030 Phase 」の5つの戦略の1つである「事業基盤増強戦略」における中核課題として、資本コストを意識した収益性評価による事業ポートフォリオの実現に向けた当社グループの成長戦略の実行を推進しております。その具体的な状況については、統合報告書(SNKレポート)、ホームページ、決算説明会資料等に開示しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しています。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社では取締役、執行役員が競業取引および利益相反取引を行う場合は取締役会規程にもとづき、取締役会に付議し、承認を得ることとしております。また主要株主との取引については、取締役会が重要と認める場合に、担当取締役等の事前確認や必要に応じて取締役会に付議するなど、会社に不利益とならない体制を整えております。

【原則2 - 4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

（補充原則2 - 4 - 1）

当社は、管理職および中核人材として、国籍・性別・スキル・経験にかかわらず、能力のある人材を登用することとしております。当社は、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針を含めた、当社が対処すべき社会課題への対応について、「企業理念」や「会社の方針」、「SNK Vision 2030」、「ISO26000の中核主題」に沿って整理を行い、15項目の「CSRマテリアリティ(重要課題)」として特定し、取り組み目標とKPIを設定し、活動を推進しており、取り組み内容は、当社ホームページに開示しております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が、職員の安定的な資産形成、当社の財政状態に影響を与えることを認識しております。また、当社が加入している空調衛生企業年金基金には、当社から理事を選出しております。運用の助言等を得るため専門家と契約することにより、適切な運用管理に努めております。なお退職金については、20%を確定拠出年金、80%をリスク分担型企業年金としており、安定した運用と管理が行われています。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

- (1) 当社では、企業理念、会社の方針および行動指針、10年ビジョン「SNK Vision 2030」、中期経営計画「SNK Vision 2030 Phase 」を定め、当社ホームページ等において開示しております。
- (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書「1.1基本的な考え方」に記載しております。
- (3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、本報告書「2.1取締役報酬関係」に記載しております。
- (4) 当社では、経営陣幹部の選任については、人望、品格に優れ、高い倫理観をもち、業務遂行上健康で、経営に関し客観的判断能力を有し、先見性、洞察力に優れ、出身の各分野において幅広い知見と豊富な経験を有していることを選任方針としております。また、独立社外取締役2名を委員、取締役1名を委員長とした指名・報酬委員会を設置し、取締役の重任、選解任について審議、決議し、株主総会で選解任を諮るため、取締役会に決議内容を答申しております。
- (5) 取締役の選任理由につきましては、株主総会招集通知にて開示しております。

（補充原則3 - 1 - 3）

サステナブルな社会を実現するために当社が対処すべき社会課題への対応は、「企業理念」や「会社の方針」、「SNK Vision 2030」、「ISO26000の中核主題」に沿って整理を行い、15項目の「CSRマテリアリティ(重要課題)」として特定し、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを行いながら、継続的なCSR活動に取り組んでいます。また、TCFD提言への賛同により、当社グループ事業に係る「リスク」と「機会」を特定し、経営的評価と取り組むべき目標を策定します。また、同時にその取り組み内容に関しては、統合報告書やホームページを活用してステークホルダーの皆様が開示してまいります。

【原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

（補充原則4 - 1 - 1）

取締役会は、法令に定めがある事項や定款、取締役会規程において、決議を要すると定めた事項について決議しており、取締役会自身何を判断・決定するのかを明確にしております。さらに、重要な業務執行の決定の一部については代表取締役に委任することとしています。なお、代表取締役が主催する経営会議を設置し、取締役会に付議する議案、代表取締役に委任する事項は、経営会議の協議を経るものとしております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は会社法に定める社外取締役の要件および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を4名選任しております。

【原則4 - 10. 任意の仕組みの活用】

（補充原則4 - 10 - 1）

当社は、独立社外取締役2名を含む3名の取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しており、当委員会の構成は過半数を独立社外取締役とし、独立性と客観性を確保する方針としております。当委員会の権限・役割は、取締役候補者の選定および取締役の解任・後継者計画、代表取締役の選定・解職ならびに取締役の報酬等の方針や個人別の報酬等に関する事項について、多様性や当社グループにおける必要なスキル等の観点を含め審議し、取締役会に答申することであり、取締役会機能の独立性・客観性を強化しております。

【原則4 - 11. 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

（補充原則4 - 11 - 2）

取締役の他社との主な兼任状況は、従来から、株主総会招集通知および有価証券報告書において、適切に開示を行っております。その兼任状況は取締役会または監査等委員会のために必要となる時間と労力から見て合理的な範囲であると判断しております。

（補充原則4 - 11 - 3）

当社の取締役会は、取締役会規程にもとづき議案を選定し、適時適切に審議しております。取締役会の付議事項については、経営会議で事前審議することにしており、社外取締役全員がその経営会議に出席しております。問題点・課題・リスクおよびその対策を明確にさせ、取締役会での議論の実効性を高めております。また、業務執行状況についても担当役員から定期的に報告を受け、適切にリスク管理および業務執行の監督に努めております。

なお、当社は、取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、全ての取締役を対象に、取締役会の構成、役割と責務、運営等に関し、アンケートを実施しております。2020年度の結果としては、概ね実効性が確保されているとの評価に至りました。

今後もアンケート結果を踏まえ、取締役会の実効性向上に努めてまいります。

【原則4 - 14. 取締役のトレーニング】

（補充原則4 - 14 - 2）

当社は取締役に限らず、広く全職員に対し、業務上必要な知識の習得および資格取得のため様々な社内研修の機会を用意するとともに外部研修への自主的な参加を支援しております。

取締役、執行役員等に対しては、必要な知識の習得や適切な更新の機会として、毎年研修会を実施しております。

新任の取締役および執行役員に対しては、その役割と責務についての研修会を実施しております。

監査等委員である取締役は、日本監査役協会等が開催する研修会に参加し、必要な知識の習得、監査等委員である取締役の役割と責務の促進に努めております。なお、各研修については会社が費用を負担しております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主のご理解とご支援が不可欠であると認識しております。なお、法令や規則に基づく適正な情報開示を行うとともに、様々なステークホルダーとの間で公正かつ良好な関係を構築しつつ、株主および投資家等との対話を促進し、長期的な視点での企業価値の向上に資することを目的として、情報開示基本方針(ディスクロージャー・ポリシー)を取締役会・経営会議において承認し定めており、当社ホームページに開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日本空調協和会	2,058,219	8.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,031,800	8.71
三井物産株式会社	1,266,252	5.43
株式会社東芝	1,255,031	5.38
株式会社三井住友銀行	1,006,842	4.31
三井住友信託銀行株式会社	1,000,000	4.28
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	870,900	3.73
新日本空調従業員持株会	870,857	3.73
日本電設工業株式会社	760,700	3.26
株式会社東京エネシス	571,800	2.45

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

【大株主の状況】は、2021年9月30日現在の株主名簿にもとづき記載しており、上記のほか、当社所有の自己株式が965,146株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
森信茂樹	学者													
水野靖史	弁護士													
東海秀樹	税理士													
梅原由美子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森信茂樹				行政分野等における豊富な経験ならびに学識経験者としての幅広い知見を有していることから、社外取締役に選任しております。 東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしており、経営陣から独立した立場として、中立、公正に、独立役員の職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。

水野靖史		水野靖史氏は、当社が2016年6月22日まで導入しておりました買収防衛策に係る独立委員会委員でありました。 当社は、当該委員会の委員を当社と特別の利害関係がなく、当社経営陣から独立した立場の社外監査役または社外有識者から選任しており、同氏を当該委員に選任しておりました。	弁護士としての専門的知見ならびに企業法務に関する豊富な経験を有していることから、社外取締役役に選任しております。 東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしており、経営陣から独立した立場として、中立、公正に、独立役員の職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
東海秀樹		東海秀樹氏は、東海秀樹税理士事務所の税理士であり、同税理士事務所と当社は2018年12月まで顧問契約を締結し、当社は顧問料を支払っておりましたが、その金額は各事業年度において少額(150万円以下)であります。	税理士としての専門的知見ならびに行政分野等における豊富な経験を有していることから、社外取締役役に選任しております。 東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしており、経営陣から独立した立場として、中立、公正に、独立役員の職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
梅原由美子			経営者および環境・サステナビリティの専門家としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役役に選任しております。 東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしており、経営陣から独立した立場として、中立、公正に、独立役員の職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監査等委員会の職務の執行を補助する組織として監査等委員会室を設置し、監査等委員会室の人事については、監査等委員会が求めた適正な人数を確保するよう監査等委員会と協議するものとしております。
監査職務に必要な指示を受けた監査等委員会室の職員は、監査等委員会ならびに監査等委員の指示に従うとともに、守秘義務を負っております。
また、監査等委員会ならびに監査等委員から要請があれば速やかに必要書類、資料が提出される体制を構築しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

< 監査等委員会と内部監査部門の連携状況 >

監査等委員会は、効率的かつ実効的な監査の遂行のため、監査計画策定やその他監査に関し内部監査部と緊密な連携を保っております。また、必要に応じ内部監査部あるいは各部門に対して、内部統制システムの状況およびリスク評価等について報告を求めています。

< 監査等委員会と会計監査人の連携状況 >

会計監査において、監査等委員会は、会計監査人と適宜意見交換を行い緊密な関係を保っております。監査計画、重点監査項目および監査実施状況を把握し、情報交換を図り、協議を行ったうえで、四半期および期末には会計監査結果の総合的かつ詳細な報告を受け、連携を強めております。

< 内部統制部門と会計監査人の連携状況 >

内部監査部は、統制監査において会計監査人と連携して監査評価を取りまとめるほか、内部監査等により不適切な行為が判明した場合、監査等委員会の指示により内部統制部門である本社各部門および会計監査人と連携し、原因分析や再発防止策を協議し、内部監査において重点的に監査等を実施することとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、指名・報酬委員会を設置しております。取締役候補者および取締役の報酬に関する事項を審議・決定し、取締役会に答申しております。取締役 井上聖氏を委員長とし、社外取締役 森信茂樹氏および水野靖史氏の3名で構成しており、経営の透明性を高めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

本報告書の次項【取締役報酬関係】に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

(役員報酬の内容)
 取締役(監査等委員および社外取締役を除く) 9名 年間報酬総額 310百万円
 監査等委員(社外取締役を除く) 1名 年間報酬総額 15百万円
 監査役(社外監査役を除く) 1名 年間報酬総額 5百万円
 社外役員 5名 年間報酬総額 37百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)を定めております。決定方針については、代表取締役が指名・報酬委員会へ方針を諮問し、その審議による答申を受けた後、取締役会の決議により決定しております。

決定方針の概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役(監査等委員および社外取締

役を除く)の報酬の種類とその割合の目安を、固定報酬としての基本報酬60%、業績連動報酬30%、非金銭報酬としての株式報酬10%とし、算定することといたしております。

業績連動報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、当社の業績、中期経営計画の各事業年度の目標値に対する達成度および職員の賞与水準等にもとづいて算出し、決定する方針としており、当事業年度については、当該業績指標を反映し算出してあります。

非金銭報酬については、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を取締役に支給することとしております。その具体的な支給時期および配分については取締役会において決定しております。

また、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみで構成され、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定する方針としております。

なお、当社は、2020年6月26日付監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、移行前の取締役および監査役の報酬額は、株主総会の決議(2015年6月19日開催定時株主総会)により取締役は年額450百万円以内(うち社外取締役分は年額300百万円以内)、監査役は年額72百万円以内と決議いただいております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含んでおりません。当該定時株主総会最終時点の取締役の員数は11名(うち社外取締役2名)、監査役の員数は4名であります。また、当該報酬とは別枠にて、株主総会の決議(2019年6月21日開催定時株主総会)により、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会最終時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は7名であります。

移行後の取締役の報酬額は、株主総会の決議(2020年6月26日開催定時株主総会)により取締役(監査等委員である取締役を除く)は年額450百万円以内(うち社外取締役分は年額300百万円以内)、監査等委員である取締役は年額72百万円以内と決議いただいております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含んでおりません。当該定時株主総会最終時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は8名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役の員数は4名であります。また、当該報酬とは別枠にて、同株主総会の決議により、取締役(監査等委員および社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会最終時点の取締役(監査等委員および社外取締役を除く)の員数は7名であります。

当社は、取締役会の決議にもとづき、代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定について委任を受けております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬および業績連動報酬の具体的金額、支給時期であり、また、これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額等を決定できると判断したためであります。

なお、各事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役が指名・報酬委員会へ報酬の額、その算定方法に関する方針を諮問し、取締役会はその審議による答申を尊重し決議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、定例および臨時の取締役会等に先立ち、担当役員等が議案の資料とともに十分な事前説明を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、企業統治に関して、次の機関を設置しております。

(1) 取締役会

・取締役会は、実質的な討議を可能とする人数にとどめ、法令で定められた事項や経営上の重要な事項を審議・決定するとともに、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督しております。当取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)夏井博史、前川伸二、下元智史、遠藤清志、伊藤雅基、井上聖および森信茂樹の各氏の7名ならびに監査等委員である取締役 森本利彦、水野靖史、東海秀樹および梅原由美子の各氏の4名の計11名で構成しており、議長は代表取締役会長である夏井博史であります。また、森信茂樹、水野靖史、東海秀樹および梅原由美子の各氏の4名は社外取締役であります。

・当社は、2020年度に取締役会を9回開催いたしました。取締役会に諮るべき事項および重要な業務執行については、経営会議(2020年度は23回開催)において審議・決定し、迅速かつ適切な運営を図っております。

(2) 指名・報酬委員会

・当社は、指名・報酬委員会を設置しております。取締役候補者および取締役の報酬に関する事項を審議・決定し、取締役会に答申しております。取締役 井上聖氏を委員長とし、社外取締役 森信茂樹氏および水野靖史氏の3名で構成しており、経営の透明性を高めております。

(3) 監査等委員会

・当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。監査等委員会は、常勤監査等委員 森本利彦氏ならびに社外監査等委員 水野靖史、東海秀樹および梅原由美子の各氏の4名で構成され、公正な監査および監督が実施できる体制としております。

・監査等委員は、取締役会において議決権を行使するとともに、経営会議等重要な会議に出席するほか、定期的に監査等委員連絡会を開催し、監査機能を充実させ、実効性を高めております。

・当社は、2020年6月26日付監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、2020年度において、移行前の監査役会設置会社として、監査役会を1回、移行後の監査等委員会設置会社として監査等委員会を4回開催いたしました。

(4) 執行役員制度

・当社は、2002年4月から執行役員制度を導入し、経営責任の明確化および経営判断ならびに業務執行の迅速化を図っております。執行役員の構成は、役員の状況に記載の取締役6名(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)の他、常務執行役員 淵野聡志氏、上席執行役員 和木英人・松浦正志・岡野登・高橋秀幸・坂本裕・所崇弘・岡本隆太・坂下行範および本庄秀憲の各氏、執行役員 宮下公一・馬志剛・加賀谷正樹・木宮喜一・川原雄二・今治由博・野田英勝・吉田昌史・田村守および上杉晴一の各氏の計20名であります。2020年4月から導入しているグループ経営のさらなる強化を図ることを目的としたグループ執行役員は、赤松敬一氏および田中幹武氏の2名であります。

(5) 会計監査人

・当社の会計監査を担当する会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任しております。2020年度の業務執行社員は芳賀保彦氏、水野博嗣氏の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他8名であります。

現在の体制が、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するうえで最適であると判断し、本体制を採用しております。

2. 責任限定契約の概要

当社は、取締役(業務執行取締役を除く)との間で責任限定契約を締結しております。なお当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

前述「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2003年の定時株主総会から、多くの株主様に出席いただけるよう集中日を回避し開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2014年の定時株主総会から、株主様の利便性を考慮し採用しております。
その他	招集通知を発送に先立ち当社ホームページへ掲載し、当日は株主様からの質問に対しては丁寧な回答に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	法令や規則に基づく適正な情報開示を行うとともに、様々なステークホルダーとの間で公正かつ良好な関係を構築しつつ、株主および投資家等との対話を促進し、長期的な視点での企業価値の向上に資することを目的として、情報開示基本方針(ディスクロージャー・ポリシー)を取締役会・経営会議において承認し定めており、当社ホームページに開示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末の決算発表後に、社長および担当役員が出席し、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主総会招集通知、決議通知、事業レポート、中間事業レポート、有価証券報告書、四半期報告書、ANNUAL REPORT(英文)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部と管理本部が連携し対応しております。	
その他	アナリスト、ファンドマネージャー、機関投資家からの個別取材および株主対応を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーとのコミュニケーション推進を盛り込んだ会社の方針を策定し、役職員に研修、教育を通して周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	SNKレポートを発行し、当社ホームページ(URL = https://www.snk.co.jp/csr/report/)に掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示基本方針(ディスクロージャー・ポリシー)として定め、当社ホームページに開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「業務の適正を確保するために必要な体制」(内部統制システム)の基本方針を次のとおり定め、かかる体制の下で内部統制の強化を図ってまいります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、法令、社会規範、倫理などの厳守(コンプライアンス)を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として当社グループの会社の方針を制定し、役員に順守を求める。
- 2) 役員に対し、コンプライアンスの徹底を図ることを目的として、コンプライアンス規程を定め、その目的を遂行するための機関として、コンプライアンス統括責任者としてCCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を任命し、CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項を協議し、コンプライアンス違反や関係する相談内容の調査の総括および報告を行う。
また、独占禁止法違反の未然防止を図るため、社長が任命した者を委員長とした受注プロセス監視委員会をコンプライアンス委員会の下部組織として設置する。受注プロセス監視委員会は、入札案件について、入札前の段階において不適切な営業活動の有無をチェック、監視するとともに、同業他社等との接触状況について確認し、コンプライアンス委員会に報告を行う。
- 3) コンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、社内と社外有識者による社外に、それぞれ専用の相談窓口(ヘルプライン)を開設し、コンプライアンス違反の未然防止に努める。なお、相談者の希望により匿名性を保障するとともに、相談者に不利益にならないことを確保する。
また独占禁止法に精通する社外有識者を窓口とした独占禁止法相談窓口を設置し、日々の営業上の疑問点について相談することにより、独占禁止法違反の未然防止に努める。
- 4) 役員に対し、定期的にコンプライアンス教育を実施するとともに、基本は職場におけるコンプライアンスの実践にあるという方針から、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、コンプライアンスの徹底を図る。
- 5) コンプライアンスの違反者に対しては、社内規程にもとづき厳正に対処する。
- 6) 取締役および職員の業務執行における法令、社内規程等の順守状況についての内部監査を定期的実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、業務文書管理規程に定める「業務文書の管理ならびに保存期間」に従って以下に列挙する取締役の職務の執行に係わる重要情報を文書または電磁的記録により関連資料とともに保存、管理する。

- a 株主総会議事録
- b 取締役会議事録
- c 経営会議議事録
- d その他会社規則に定める委員会議事録
- e 稟議書
- f 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
- g 官公庁その他公的機関、東京証券取引所に提出した書類の写し
- h その他業務文書管理規程に定める書類

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、リスク管理規程を定め、当社グループの経営に影響を及ぼすリスクの防止および会社の損失の最小化を図る。役員に対して、当該規程に定めるリスクの発生または顕在化による損害を想定し、必要な措置を事前に講ずるとともに、リスク発生時の迅速な報告を求めることにより、リスク管理体制を構築する。
- 2) リスク管理規程にもとづき、社長を委員長に、社外有識者を含めたりスク管理委員会を設置し、リスクの回避、低減および管理の強化を図る。
- 3) 緊急事態発生時においては、危機管理規程にもとづき、損害、損失等を抑制するための具体策を迅速に決定、実行する組織として、社長または社長が任命する者を本部長とする緊急対策本部を設置し、適切に対応する。
- 4) 内部監査部は、各部門のリスク管理の状況を定期的に監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会: 取締役については、実質的な討議を可能とする人数にとどめるとともに、取締役会は、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督する。
- 2) 執行役員制: 取締役の職務の執行がより効率的に行われるべく、業務の執行にあたり、執行役員制を採用する。執行役員は取締役会で選任され、取締役会が定めた責務を執行する。
- 3) 経営会議: 経営会議を設置し、当社経営に係わる重要な業務執行の方針、業務案件を審議し、適正化を図る。
- 4) 稟議制度: 重要な業務執行案件については、稟議により決裁する制度を構築する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程等を通じ、次のとおり関係会社に対し適切な管理を行う。

- a 関係会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・推進する。
- b 当社グループの会社の方針にもとづき、関係会社各社において方針を策定し、業務を適正に行うための行動の指針とする。
- c 関係会社の経営者が適切な水準の社内規程を整備、運用するよう求める。
- d 関係会社の重要事項についての報告を求め、また役員の選任、剰余金の処分などの決議事項について、出資者として適切な意思表示を行う。
- e 関係会社についても、当社に準じたヘルプラインを開設するとともに、コンプライアンス研修会を定期的実施し、コンプライアンスの徹底を図る。
- f 関係会社に対し、当社内部監査部により定期的に内部監査を実施し、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努める。
- g 関係会社の内部統制やコンプライアンスの一層の整備と改善に、当社の内部統制部門が関与し、重要な問題点については、適切な是正措置の実施を求める。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員会の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監査等委員会の職務執行を補助する組織として監査等委員会室を設置し、監査等委員会室の人事については、監査等委員会が求めた適正な人数を確保するよう監査等委員会と協議するものとする。
- 2) 監査職務に必要な指示を受けた監査等委員会室の職員は、監査等委員会ならびに監査等委員の指示に従うとともに、守秘義務を負う。

7. 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- 1) 監査等委員は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、その他社内規定している重要な会議または委員会に出席する。
- 2) 監査等委員会には稟議書その他重要な書類が回付され、または要請があれば速やかに関係書類、資料等が提出される。
- 3) 取締役(監査等委員である取締役を除く)は上記のほか、当社および関係会社に関する次に定める事項を監査等委員である取締役に對して報告する。
 - a 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - b 内部監査状況
 - c リスク管理に関する状況
 - d 重大な法令・定款違反
 - e ヘルプラインの相談状況
 - f その他コンプライアンス上重要な事項
- 4) 監査等委員会は必要に応じて、取締役(監査等委員である取締役を除く)および職員に対して報告を求めることができる。
- 5) 上記を含め、監査等委員会に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益にならないことを確保する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査等委員会は、社長、取締役(監査等委員である取締役を除く)、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - 2) 監査等委員会が必要と認めるときは、特定の事項について内部監査部に監査の指示を行うことができる。また、監査等委員会は、管理本部その他各部門に対しても随時必要に応じて監査への協力を求めることができる。
 - 3) 監査等委員の職務の執行にかかる諸費用については、あらかじめ予算を会社に提示し、請求できる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力や団体との関係遮断を断固たる決意で臨む。その旨当社グループの会社の方針に定め、役職員に対する教育・啓発活動を通じて周知、徹底を図るとともに、事案発生時には、社内の関係部門間の情報共有および関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取るにより、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、会社の支配に関する基本方針を以下のとおり定めております。

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、大量買付行為に関する提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

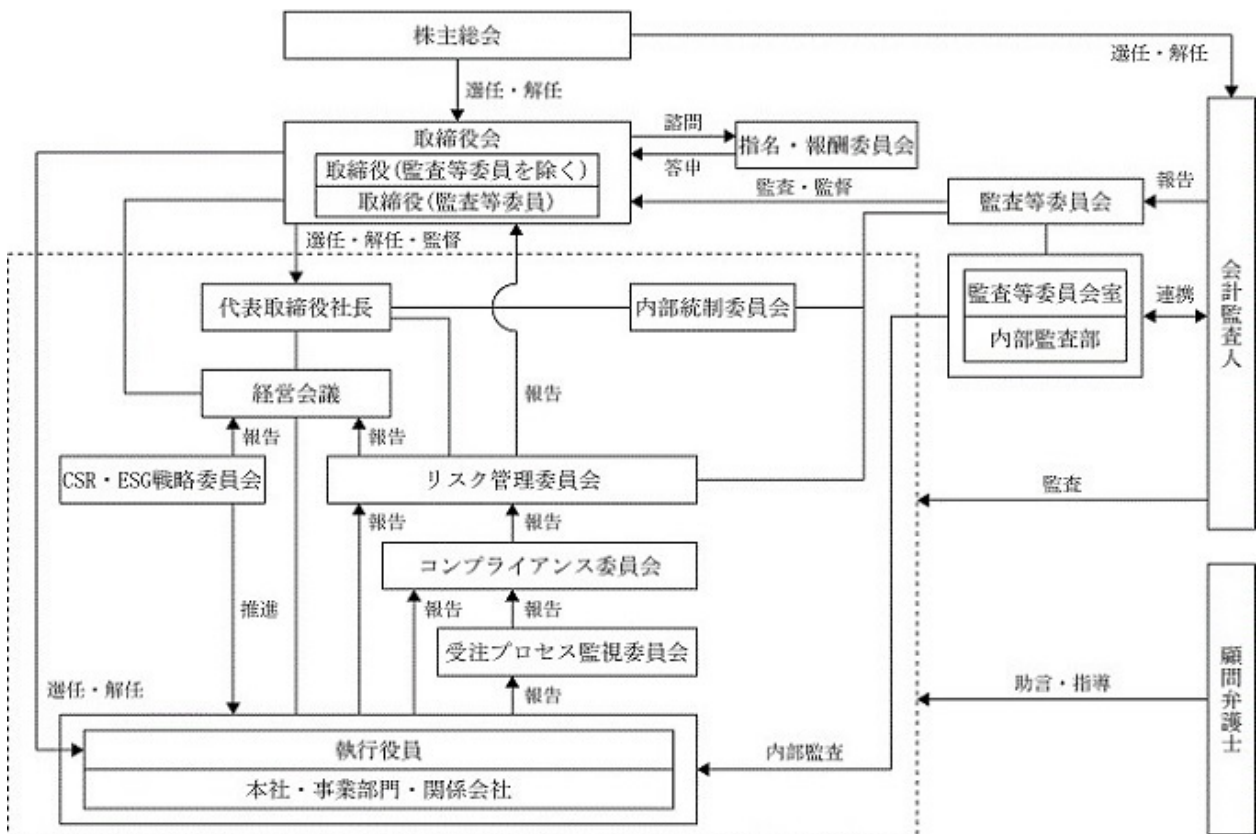
当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社は、当社株式に対してこのような大量買付行為が行われた際には、大量買付行為の是非を株主の皆様にご適切に判断していただくために必要な情報収集と適時開示に努めるとともに、法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレートガバナンス体制および適時開示体制についての模式図は以下のとおりです。

【コーポレートガバナンス体制】



【適時開示体制】

